

倉持麟太郎氏が「元妻と子供の面会交流は継続的に実施されている」と主張している書面。しかし倉持氏の元妻は、この書面の日付の約5か月前、2020年10月3日に自殺していた。

令和2年(コ)第94号

対象弁護士 倉持麟太郎

## 主張書面(1)

2021年(令和3年)3月10日

第二東京弁護士会 綱紀委員会 御中

対象弁護士 倉持麟太郎



懲戒請求者の令和2年12月21日付主張書面(1)について、以下のとおり反論する。

### 第1 「第2 倉持麟太郎氏の弁明内容への反論」について

#### 1 「第2 1」について

懲戒請求者(以下「請求者」という。)は、甲3号証のみをもって、あたかも面会交流が継続的に妨害されていたかのような主張をする。そもそも面会交流は継続的かつ十全に行われていたし、仮に請求者の主張に沿ったとしても、一般的に考えて、面会交流が各種事情によって延期され、代替日に実施されるといったことは頻繁にあることであり、上述のとおり実際面会交流は柔軟に行われていた。

したがって、請求者の反論はあたらない。

#### 2 「第2 2」について

ここでも、請求者は、甲3号証及び一方的な週刊誌等の記載のみによって事実認定をしているが、上述とも重なるが、そもそもここに挙げられた証拠のみで継続的な面会交流を認定するのは困難である。繰り返すが、柔軟かつ十全に

面会交流は実施されている。また、週刊誌・日刊紙報道に拠るのであれば、その後このような報道も皆無であること自体が、面会交流が実施されていることの証左である。

当然のことながら、児童虐待法及び刑法等の構成要件には該当せず、請求者の主張は失当である。

### 3 「第2 3」について

上記のとおり面会交流は継続的に実施されており、請求者のここでの主張の前提を欠くため、請求者の主張はあたらない。

### 4 「第3」について

そもそも、請求者の主張する同法同号はネグレクトを中心とした心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子どもへの安全への配慮がなされていない行為をいうのであり、本件とは無関係である。また、上記のとおり面会交流は継続的に実施されており、請求者のここでの主張の前提を欠くため、請求者の児童虐待防止法に該当するとの主張はあたらない。

## 第2 結語

以上のとおりであって、懲戒請求者の主張には、いずれも理由がないと思料するため、対象弁護士について、上記のとおり、懲戒委員会に事案の審査を求めないとの議決を求める。

以上